

改正前 (旧)

改正後 (新)

助成金支払等事務に関する要領

助成金支払等事務に関する要領

1～5 略

1～5 略

6 適用する交付率等について

6 適用する交付率等について

(1) 交付率

(1) 交付率

交付率については事務処理要領のとおりであるが、特に報酬体系のものは、助成金支払額の算定は、本体報酬額に交付率を乗じて算出するため、本体報酬の区分毎に交付率を整理する必要があるため以下に示す。

交付率については事務処理要領のとおりであるが、特に報酬体系のものは、助成金支払額の算定は、本体報酬額に交付率を乗じて算出するため、本体報酬の区分毎に交付率を整理する必要があるため以下に示す。

報酬請求単位で見た処遇改善助成金交付率

報酬請求単位で見た処遇改善助成金交付率

【介護給付費等】	
サービス種類	交付率
1 居宅介護	15.5%
2 重度訪問介護	8.0%
3 行動援護	10.7%
4 重度障害者等包括支援	0.9%
5 療養介護	1.0%
6 生活介護	2.0%
7 生活介護【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
8 児童デイサービス	5.2%
9 短期入所【単独型】	2.0%
10 短期入所【併設・空床利用型】	-
11 共同生活介護	4.7%
12 施設入所支援	2.5%
13 自立訓練(機能訓練)	3.5%
14 自立訓練(機能訓練)【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
15 自立訓練(生活訓練)	2.5%
16 自立訓練(生活訓練)【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
17 宿泊型自立訓練	2.5%
18 就労移行支援	2.7%
19 就労移行支援【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
20 就労移行支援(養成施設)	2.7%
21 就労移行支援(養成施設)【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
22 就労継続支援A型	2.5%
23 就労継続支援A型【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
24 就労継続支援B型	2.6%
25 就労継続支援B型【障害者支援施設において行う場合】	2.5%
26 共同生活援助	6.0%
27 旧身体障害者入所更生施設支援	2.2%
28 旧身体障害者通所更生施設支援	2.2%
29 旧身体障害者入所療護施設支援	2.1%
30 旧身体障害者通所療護施設支援	2.1%
31 旧身体障害者入所授産施設支援	2.1%
32 旧身体障害者通所授産施設支援	2.3%
33 旧知的障害者入所更生施設支援	2.5%
34 旧知的障害者通所更生施設支援	2.5%
35 旧知的障害者入所授産施設支援	2.4%
36 旧知的障害者通所授産施設支援	2.3%
37 旧知的障害者通所療養支援	2.1%

※1 事務処理要領の5の注7のとおり
 ※2 事務処理要領の5の注6のとおり
 ※3 事務処理要領の5の注8のとおり

【介護給付費等】

サービス種別	交付率 (平成22年9月以降)	交付率(平成22年10月以降)		
		減額なし	10%減額	20%減額
1 居宅介護	15.5%	15.5%	13.8%	12.4%
2 重度訪問介護	8.0%	8.0%	7.2%	6.6%
3 行動援護	10.7%	10.7%	9.6%	8.6%
4 重度障害者等包括支援	0.9%	0.9%	0.8%	0.7%
5 療養介護	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%
6 生活介護	2.0%	2.0%	1.8%	1.6%
7 生活介護【障害者支援施設において行う場合】	2.5%	2.5%	2.2%	2.0%
8 児童デイサービス	5.2%	5.2%	4.6%	4.1%
9 短期入所【単独型】	2.0%	2.0%	1.8%	1.6%
10 短期入所【併設・空床利用型】	-	-	-	-
11 共同生活介護	4.7%	4.7%	4.2%	3.7%
12 施設入所支援	2.5%	2.5%	2.2%	2.0%
13 自立訓練(機能訓練)	3.5%	3.5%	3.1%	2.8%
14 自立訓練(機能訓練)【障害者支援施設において行う場合】	2.5%	2.5%	2.2%	2.0%
15 自立訓練(生活訓練)	2.5%	2.5%	2.2%	2.0%
16 自立訓練(生活訓練)【障害者支援施設において行う場合】	2.5%	2.5%	2.2%	2.0%
17 宿泊型自立訓練	2.5%	2.5%	2.2%	2.0%
18 就労移行支援	2.7%	2.7%	2.4%	2.1%
19 就労移行支援【障害者支援施設において行う場合】	2.5%	2.5%	2.2%	2.0%
20 就労移行支援(養成施設)	2.7%	2.7%	2.4%	2.1%
21 就労移行支援(養成施設)【障害者支援施設において行う場合】	2.5%	2.5%	2.2%	2.0%
22 就労継続支援A型	2.5%	2.5%	2.2%	2.0%
23 就労継続支援A型【障害者支援施設において行う場合】	2.5%	2.5%	2.2%	2.0%
24 就労継続支援B型	2.6%	2.6%	2.3%	2.0%
25 就労継続支援B型【障害者支援施設において行う場合】	2.5%	2.5%	2.2%	2.0%
26 共同生活援助	6.0%	6.0%	5.4%	4.8%
27 旧身体障害者入所更生施設支援	2.2%	2.2%	1.9%	1.7%
28 旧身体障害者通所更生施設支援	2.2%	2.2%	1.9%	1.7%
29 旧身体障害者入所療護施設支援	2.1%	2.1%	1.8%	1.6%
30 旧身体障害者通所療護施設支援	2.1%	2.1%	1.8%	1.6%
31 旧身体障害者入所授産施設支援	2.1%	2.1%	1.8%	1.6%
32 旧身体障害者通所授産施設支援	2.3%	2.3%	2.0%	1.8%
33 旧知的障害者入所更生施設支援	2.5%	2.5%	2.2%	2.0%
34 旧知的障害者通所更生施設支援	2.5%	2.5%	2.2%	2.0%
35 旧知的障害者入所授産施設支援	2.4%	2.4%	2.1%	1.9%
36 旧知的障害者通所授産施設支援	2.3%	2.3%	2.0%	1.8%
37 旧知的障害者通所療養支援	2.1%	2.1%	1.8%	1.6%

※1 事務処理要領の5の注7のとおり
 ※2 事務処理要領の5の注8のとおり
 ※3 事務処理要領の5の注8のとおり

改正前 (旧)

【障害児施設給付費】

	サービス種類	交付率
1	知的障害児施設給付	2.8%
2	第一種自閉症児施設給付	2.3%
3	第二種自閉症児施設給付	2.3%
4	知的障害児通園施設給付	3.3%
5	盲児施設給付	3.8%
6	ろうあ児施設給付	3.6%
7	難聴幼児通園施設給付	1.1%
8	肢体不自由児施設(入所)給付	2.1%
9	肢体不自由児施設(通所)給付	2.1%
10	肢体不自由児療護施設給付	2.6%
11	肢体不自由児通園施設給付	4.6%
12	重症心身障害児施設	1.6%

障害児施設措置費・精神障害者社会復帰施設等運営費補助金等

上記の交付率については事務処理要領のとおりであるが、あらためて記載すれば以下のとおりである。

	施設(事業)	交付率
1	知的障害児施設	2.8%
2	自閉症児施設	2.3%
3	知的障害児通園施設	3.3%
4	盲児施設	3.8%
5	ろうあ児施設	3.6%
6	難聴幼児通園施設	1.1%
7	肢体不自由児施設	2.1%
8	肢体不自由児通園施設	4.6%
9	肢体不自由児療護施設	2.6%
10	重症心身障害児施設	1.6%
11	重症心身障害児(者)通園事業	2.1%
12	精神障害者入所授産施設	2.3%
13	精神障害者通所授産施設	2.8%
14	精神障害者生活訓練施設	2.2%
15	精神障害者福祉ホーム(B型)	3.1%
16	身体障害者福祉工場	3.0%
17	知的障害者福祉工場	3.4%
18	精神障害者福祉工場	2.6%
19	身体障害者小規模通所授産施設	6.3%
20	知的障害者小規模通所授産施設	8.3%
21	精神障害者小規模通所授産施設	5.0%

※ 事務処理要領の5の注9のとおり

改正後 (新)

【障害児施設給付費】

	サービス種別	交付率 (平成22年9月以前)	交付率(平成22年10月以降)		
			減算なし	10%減算	20%減算
1	知的障害児施設給付	2.8%	2.80%	2.52%	2.24%
2	第一種自閉症児施設給付	2.3%	2.30%	2.07%	1.84%
3	第二種自閉症児施設給付	2.3%	2.30%	2.07%	1.84%
4	知的障害児通園施設給付	3.3%	3.30%	2.97%	2.64%
5	盲児施設給付	3.8%	3.80%	3.42%	3.04%
6	ろうあ児施設給付	3.6%	3.60%	3.24%	2.88%
7	難聴幼児通園施設給付	1.1%	1.10%	0.99%	0.88%
8	肢体不自由児施設(入所)給付	2.1%	2.10%	1.89%	1.68%
9	肢体不自由児施設(通所)給付	2.1%	2.10%	1.89%	1.68%
10	肢体不自由児療護施設給付	2.6%	2.60%	2.34%	2.08%
11	肢体不自由児通園施設給付	4.6%	4.60%	4.14%	3.68%
12	重症心身障害児施設	1.6%	1.60%	1.44%	1.28%

障害児施設措置費・精神障害者社会復帰施設等運営費補助金等

上記の交付率については事務処理要領のとおりであるが、あらためて記載すれば以下のとおりである。

	施設(事業)	交付率 (平成22年9月以前)	交付率(平成22年10月以降)		
			減算なし	10%減算	20%減算
1	知的障害児施設	2.8%	2.80%	2.52%	2.24%
2	自閉症児施設	2.3%	2.30%	2.07%	1.84%
3	知的障害児通園施設	3.3%	3.30%	2.97%	2.64%
4	盲児施設	3.8%	3.80%	3.42%	3.04%
5	ろうあ児施設	3.6%	3.60%	3.24%	2.88%
6	難聴幼児通園施設	1.1%	1.10%	0.99%	0.88%
7	肢体不自由児施設	2.1%	2.10%	1.89%	1.68%
8	肢体不自由児通園施設	4.6%	4.60%	4.14%	3.68%
9	肢体不自由児療護施設	2.6%	2.60%	2.34%	2.08%
10	重症心身障害児施設	1.6%	1.60%	1.44%	1.28%
11	重症心身障害児(者)通園事業	2.1%	2.10%	1.89%	1.68%
12	精神障害者入所授産施設	2.3%	2.30%	2.07%	1.84%
13	精神障害者通所授産施設	2.8%	2.80%	2.52%	2.24%
14	精神障害者生活訓練施設	2.2%	2.20%	1.98%	1.76%
15	精神障害者福祉ホーム(B型)	3.1%	3.10%	2.79%	2.46%
16	身体障害者福祉工場	3.0%	3.00%	2.70%	2.40%
17	知的障害者福祉工場	3.4%	3.40%	3.06%	2.72%
18	精神障害者福祉工場	2.6%	2.60%	2.34%	2.08%
19	身体障害者小規模通所授産施設	6.3%	6.30%	5.67%	5.04%
20	知的障害者小規模通所授産施設	8.3%	8.30%	7.47%	6.64%
21	精神障害者小規模通所授産施設	5.0%	5.00%	4.50%	4.00%

※ 事務処理要領の5の注9のとおり

改正前（旧）	改正後（新）
(2) 略	(2) 略 <u>(附則)</u> <u>この要領の一部改正は、平成22年10月1日から適用する。</u>